

財産の処分について

下記のとおり財産を売却処分するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 68 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 処分する財産の所在及び面積

霧島市国分敷根字迫田2615番 2 外14筆 鉄道用地、田及び雑種地 5,687.98㎡

2 処分の目的

国土交通省が施工する一般国道220号亀割峠防災事業に伴う事業用地として、処分するものである。

3 処分の方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）による。

4 処分価格 金 3 3, 8 0 8, 4 8 8 円

5 処分の相手方

住 所 鹿児島市浜町 2 番 5 号
氏 名 国土交通省 九州地方整備局
鹿児島国道事務所長 瀬戸 祐介

(提案理由)

国土交通省が施工する一般国道220号亀割峠防災事業に伴う事業用地として、福山町福山地内と国分敷根地内の市有地を処分するものである。

(参照)

土地の所在地、面積等は別紙のとおり。

(別 紙)

土地の表示

番号	所在地	地番	地目	処分面積(㎡)		公簿面積(㎡)	
1	霧島市国分敷根字迫田	2615 番 2	鉄道用地	54	95	2,525	
2	霧島市国分敷根字前田	2655 番 1	田	124	20	124	
3	霧島市福山町福山字田尻	3963 番 1	雑種地	124	92	466	
4	霧島市福山町福山字田尻	3964 番 3	雑種地	104	48	481	
5	霧島市福山町福山字田尻	3964 番 5	雑種地	97	93	273	
6	霧島市福山町福山字田尻	3971 番	雑種地	1,206	31	1,646	
7	霧島市福山町福山字田尻	3985 番 1	雑種地	825	15	825	
8	霧島市福山町福山字田尻	3985 番 2	雑種地	9	24	9	24
9	霧島市福山町福山字田尻	3986 番 1	雑種地	357	05	357	
10	霧島市福山町福山字田尻	3994 番	雑種地	238	35	1,158	
11	霧島市福山町福山字田尻	4000 番 1	雑種地	1213	23	1,213	
12	霧島市福山町福山字田尻	4000 番 3	雑種地	622	77	622	
13	霧島市福山町福山字田尻	4001 番	雑種地	567	25	567	
14	霧島市福山町福山字田尻	4002 番 1	雑種地	4	77	434	
15	霧島市福山町福山字田尻	4004 番 1	雑種地	137	38	434	
合 計				5,687	98	11,134	24